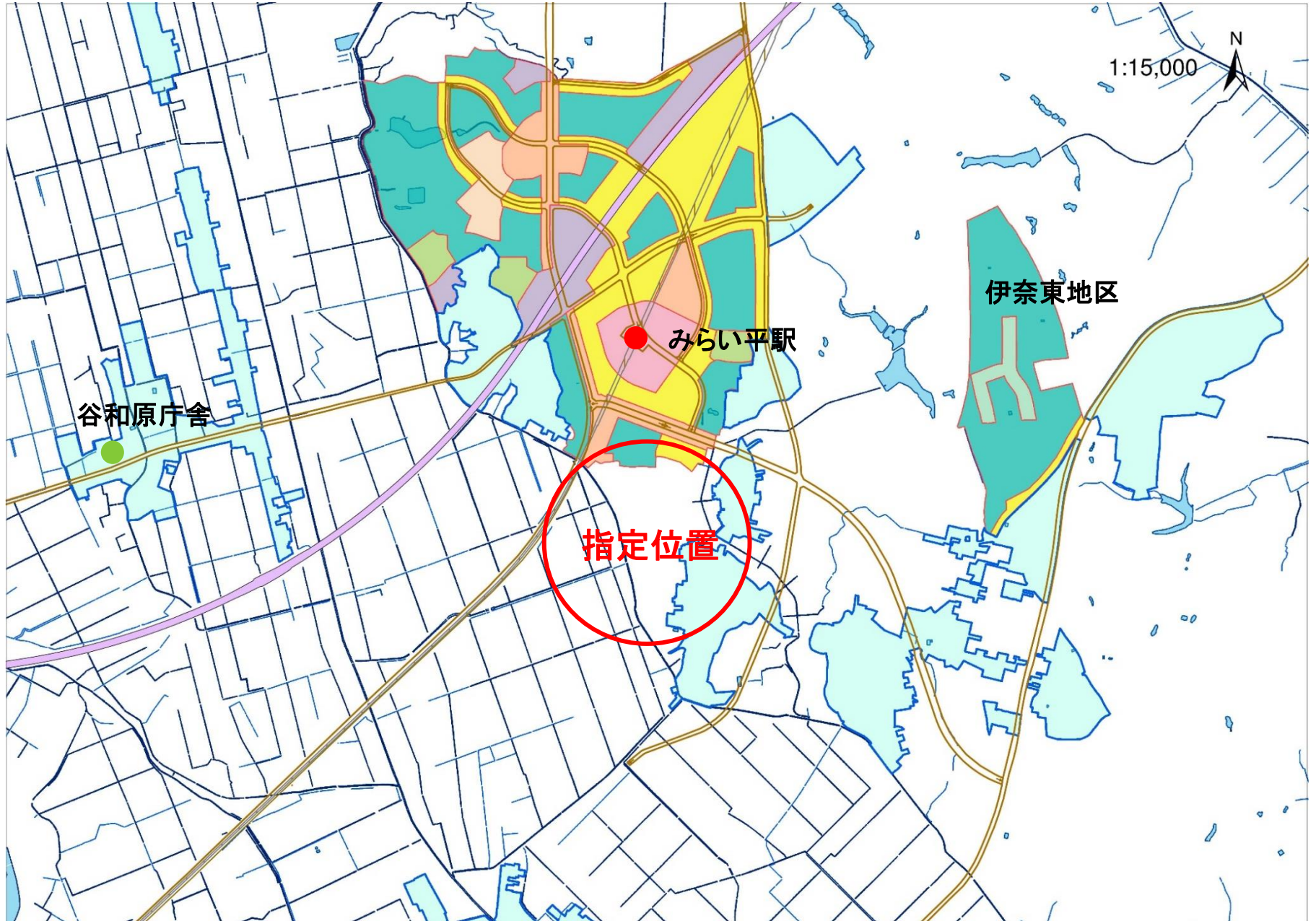


○谷口・小張地区の区域指定編入について

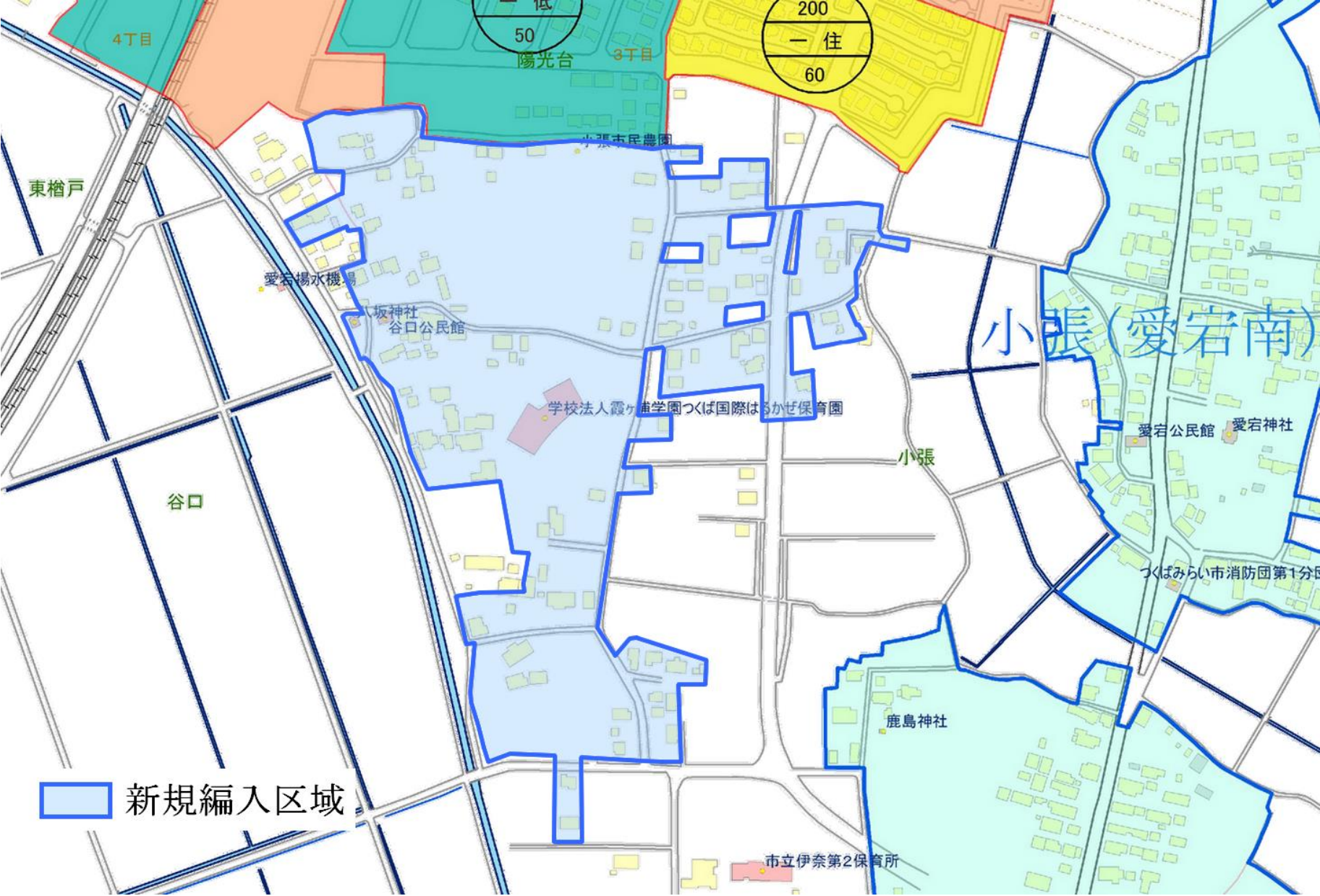


# 谷口・小張地区の区域指定案内図





# 谷口・小張地区の区域指定(案)位置図





## 区域指定の指定基準と建築できるもの

指定基準	都市計画法第34条 第11号区域	谷口・小張地区
市街化区域からの距離	1km以内	市街化区域隣接
宅地率	40%以上	57%
集落性	一体的な日常生活圏を形成し、おおむね50戸以上の建築物が連たんしている	○
道路	区域内に車道幅員5.5m以上の主要な道路が配置	○
排水施設	下水を有効に排出する排水施設が適切に配置	○
給水施設	水道法の認可を受けた水道事業の給水区域	○
谷口・小張地区	建築ができるもの	
建築物の用途	第一種、第二種低層住居専用地域で認められるもの (例:住宅や兼用住宅、アパートなど)	
敷地面積	原則として300㎡以上の敷地であること	
建築物の高さ	原則として10m以下であること	